

第159回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第9号

平成29年8月3日かすみがうら市農業委員会告示9号をもって、平成29年8月10日(木)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第159回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成29年8月10日(木) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠番	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 栗山 千勝	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 小松崎 誠	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 欠席	19番 欠席	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

18番 磯部 潤一 19番 小松崎 正衛

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 局長補佐 山本 好徳 (書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

4番 久松 弘淑 7番 貝塚 光章

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第32号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第34号 制限除外の農地移動届出の受理について

報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地の買受適格証明願
について

報告第36号 買受適格証明願に係る農地法第5条の許可書の交付について

議案審議について

議案第55号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第57号 現況証明願の交付決定について

議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)

議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画案の意見の決定について

その他

8. 閉会

午後2時52分開会

事務局長	<p>只今から平成29年度第159回総会を開会いたします。 只今の出席委員は16名で、会議規則第6条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、18番 磯部 潤一委員、19番 小松崎 正衛委員から欠席届が提出されております。 また、14番 鈴木 良道委員が少し遅れる旨連絡がございました。 それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>会長あいさつ 傍聴人の方に申し上げます。受付にありました、傍聴人心得を守り、傍聴されるようお願いいたします。 はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条第2項の規定により、4番 久松 弘淑委員、7番 貝塚 光章委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本補佐を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、只今から午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に、報告第32号、第33号、第34号、第35号、第36号の報告案件ですが、委員の皆様にも、既に議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第55号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 なお、番号2番と番号6番については、議事参与の制限がございますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第9条の規定により、先に審議いたします。 1番 海東 功委員の退席をお願いいたします。 (1番 海東 功委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号2番について事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方説明をお願いいたします。</p>
13番 小松崎委員	<p>それでは番号2番について、報告いたします。 8月2日、午前9時から霞ヶ浦庁舎において、私小松崎と山口委員と中山委員の</p>

	<p>3名で、書類審査後、現地調査を実施してまいりました。 番号2番は、自動車道 上り側の南東約500mに位置する の水田3筆 になります。申請人は新規就農を始めるため、今回の申請に至りました。 作付作物は、水稻を計画しています。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると 考えます。 委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより審議に入ります。 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり 許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>1番 海東 功委員の入室をお願いします。</p> <p>(1番 海東 功委員 入室) (14番 鈴木 良道委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、番号6番の審議を行います。 3番 齋藤 幸雄委員の退席をお願いします。</p> <p>(3番 齋藤 幸雄委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号6番について、事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方説明をお願いいたします。</p>
13番 小松崎委員	<p>番号6番について、ご報告いたします。 の 川沿いに広がる 集落近く の水田の一部で、現況は水稻が植えられていました。 申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。 作付作物は、レンコンを計画しています。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると 考えます。 委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより審議に入ります。 番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり 許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>3番 齋藤 幸雄委員の入室をお願いします。</p>

	(3番 齋藤 幸雄委員 入室)
議 長	続いて、番号1番から一括で事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方説明をお願いいたします。
13番 小松崎委員	番号1番は、 の 工業の約200m南に位置する畑です。 現況は雑草が繁茂しており、周りの土地には栗が植えられていました。 譲渡人が申請地を相続しましたが、耕作できないため、今回の申請に至りました。 作付作物は、栗を計画しています。 番号3番は、 学校の約500m南西に位置する畑と から に向かう県道 線沿いにある、 の北西約300mにある畑の2筆になります。 現況はいずれもきれいに管理されてきました。 申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。 作付作物は、栗を計画しています。 番号4番、5番は の 集落にある、申請人自宅に隣接する畑2筆になります。 現況は、きれいに管理されておりました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 作付作物は、野菜を計画しています。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくをお願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番についてお願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号4番及び5番は、譲受人が同一人なことから、一括審議とします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
8番 宮本委員	はい。
議 長	どうぞ。
8番 宮本委員	申請人は、農地を持っているのでしょうか。

議 長	事務局説明を。
事務局	お答えします。申請書において、田が2,140㎡、畑が7,015㎡、どちらも所有している土地になります。
議 長	よろしいですか。
8番 宮本委員	はい、わかりました。
議 長	他にございますでしょうか。
9番 栗山委員	はい。
議 長	どうぞ。
9番 栗山委員	実際に農業やっているの。
議 長	事務局説明を。
事務局	申請内容を見ると、やっているということです。 トラクター、耕運機、田植え機も所有しております。
9番 栗山委員	はい、わかりました。
議 長	他にございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番及び5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、「議案第55号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程します。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。
11番 中山委員	はい、ご苦労様です。議案第56号については、私から説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、 にある のすぐ南側の交差点に面する畑の一部になります。こちらは、第2種農地と判断しました。 現在、メガソーラーの建設に伴って、電気工事を行っておりますが、歩道が工事の影響で一時使用できなくなってしまうため、農地を一部使用して、迂回用歩道用地として使用するため今回申請に至りました。 申請地には、鉄板を敷く計画で、転用期間は8月17日から3ヶ月間です。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番と3番は、先ほどの3条申請の番号4番、5番と同じ場所で、自宅に隣接する畑2筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。 現況は車庫兼物置が農地に一部かかっており、登記地目は畑ですが、現況は宅地

	<p>になっております。こちらは始末書が添付されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いをし、報告を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより、議案審査に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番及び番号3番については、譲受人・借り人が同一人ですので、一括審議とします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
9番 栗山委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
9番 栗山委員	<p>始末書がついていれば許可するのですか。</p>
議 長	<p>事務局説明を。</p>
事務局	<p>始末書は農地法上での必要書類ではありません。農地法の立地基準・一般基準を満たしていれば、追認案件として許可できるものです。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番及び番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、「議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することの決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第57号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。</p>
12番 山口委員	<p>皆さんご苦労様です。2日の日に3名で事務局の説明を聞いた後、現地を見てまいりました。函面番号3番をご覧ください。番号1番は、 の センターの約300m南に位置します。現況は、宅地の中に申請された2筆があり、宅地として使用されていました。航空写真も添付され、32年前から使用されていました。</p>

	<p>証明しても問題ないと判断しました。 図面番号4番をご覧ください。 番号2番は、 の信号の約150m南に位置します。 登記地目が畑になっていますが、現況は自宅敷地として21年使用されていると いうことで、航空写真も添付され、証明しても問題ないと判断しました。 委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
9番 栗山委員	<p>航空写真通りになっていましたか。</p>
議 長	<p>山口委員。</p>
12番 山口委員	<p>なっていました。</p>
議 長	<p>他にございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番についてご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、「議案第57号 現況証明願の交付決定について」は、 原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>利用権設定内容について説明いたします。今回の利用権設定は全体で5件。 面積は9,607㎡。その内新規は3件で主な作物は野菜・苗木となります。 再設定は2件。主な作物は水稻・果樹となります。 以上農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たして いると思われれます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い します。</p>

議 長	全員賛成ですので、「議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	13ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が23件。 面積は、101,248㎡です。作物は水稲となります。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
9番 栗山委員	はい。
議 長	どうぞ。
9番 栗山委員	1番上の案件ですが、10 a 当たり、現物で米4.5俵は普通ですか。
事務局	農用地利用集積計画は市農林水産課で書類を作成してしまして、10 a 当たりではなく、1筆当たりで記載してあります。
9番 栗山委員	農林水産課で書類を出してるかもしれないけど、議案として提出する書類なら事務局で精査してから提出しないの。
事務局	書類は精査しておりますが、1筆当たりを10 a 当たり直さなくて良いかと判断しました。
9番 栗山委員	それはおかしいじゃないですか。この欄の上の項目には10 a と標記されているんだから。10 a 当たり直して記載すればいいんじゃないの。
議 長	今後は気を付けるように指導しておきますので、よろしく願いいたします。
議 長	他にございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、「議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	22ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。

	<p>市長より平成29年7月26日付けで、農用地利用配分計画案の意見を求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が23件、面積は101,248㎡です。</p> <p>なお、議案第59号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行といたします。</p> <p>これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上です。</p>
議 長	<p>只今、事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 次に、弁明書の送付提出についてですが、同封された資料は読んでこられたと思いますが、先月の答申書案については、市の顧問弁護士からタイトルは答申書ではなく、弁明書2にしたほうが良いとのこと、弁明書1で棄却の文言を入れてあるのを、抜いても良いとのことですので、そのようにしたいと思います。 牧の内集落地内の農地法第5条許可案件は、農地法施行規則第33条の根拠を入れることなどのアドバイスが事務局にあったとのことでございます。 また、委員さん方からの意見は、事務局にはなかったとのことですので、次の反論書は8月31日までとし、今後何もなければ、裁決書について協議していただきたいと思います。</p>
議 長	<p>お諮りします。この内容で審査請求人等に送付したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、早速送付させていただきます。</p>
議 長	<p>他に事務局からありますか。</p>
事務局	<p>8月23日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について。 8月3日付け、損害賠償訴訟について。 暑気払いの決算について。 農地法第30条利用状況調査について。 農業委員会視察研修について。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第158回総会を閉会いたします。 長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>(午後2時52分 閉会)</p>